組合員のみなさまへ

令和６年６月１日発行

白石土地改良区
理事長　田 島 健 一
（℡0952-71-5123、FAX0952-71-5124）
URL http://www.shiroishi-tochi.jp/

土地改良だより

通常総代会開催される

組合員の皆様には、日頃より土地改良区の事業運営に際しまして、格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

去る３月２２日に、白石町総合センターに於いて、第４９回通常総代会を開催致しました。議長に有明地区の中村好政総代を選出し、下記５議案について慎重なる審議のもと、いずれも原案のとおり可決承認されました。

記

第１号議案　令和５年度一般会計収入支出補正予算の承認について
第２号議案　令和６年度賦課金の賦課並びに賦課徴収時期及び方法について
第３号議案　令和６年度農地転用等地区除外に伴う決済金額の決定について
第４号議案　令和６年度事業計画及び一般会計収入支出予算（案）について
第５号議案　令和６年度運営資金一時借入及び歳計現金の預入先の決定について

～女性理事の登用に向けて～

昨今社会全体に女性の皆様の活躍が広がり、あらゆる分野で男女共同参画の推進が求められています。土地改良区においても、農村地域における高齢化の進展や人口減が顕著になる中、多様な人材が活躍できる機会を創設し、組織運営の体制強化と運営基盤の強化を図ろうと、第５次男女共同参画基本計画において、理事に占める女性の割合について具体的な数値目標が（１０％）掲げられました。これらをうけ、現在当白石土地改良区では女性理事登用に向けた検討委員会を設置し、女性３名の令和７年４月就任を目標に掲げ取り組んでおります。

今年２月には総代の皆様への周知を図るため、地区別総代協議会を開催しました。さらに今後は、令和６年の臨時総代会にて定款規程の変更、令和７年３月には女性理事のみの役員補欠選挙を行う予定です。組合員の皆様の女性理事登用へのご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

令和６年度　賦課体系（基準・徴収方法・時期等）

１．賦課基準

会計区分（科　目）	賦課基準					
	種別	割合	地目	明細	対象地	10a単価(円)
一般会計	事務所費（経常賦課金）	地積割	田	事務費・管理費	北方町医王寺	250
					北方町芦原	400
					北方町大渡	550
			田・畑		町内全域 福富干拓畑を含む	2,300
					廻里江（有明）畜産団地（福富）の畑のみ	850
	国営事業償還金（特別賦課金）			白石町管内地域別単価(500円～1,300円/10a)		

※令和６年度賦課金単価については、前年度から変更ありません。
※経常賦課金及び国営事業償還金については、福富干拓・廻里江・畜産団地以外の畑には、賦課しません。
※地籍割にて算出した賦課金の１０円未満の端数については切捨て処理をします。

◎休耕田(不耕作地)転作田の場合でも地目が田であれば賦課金がかかります。

※農事組合法人内(一部除く)での、利用権設定については土地改良区で把握できない為、賦課金発行後の耕作者変更等による賦課額の変更については、貸手借手さん同士での訂正をお願いします。

２．徴収の方法

土地改良区より直接組合員へ賦課徴収（納付書等配布）　　（指定金融機関への口座振替を含む）

農業法人等に徴収委託して徴収する場合は、予算の範囲内において徴収手数料を交付することができるものとする。

３．納入期限

経常賦課金　（全期）令和　６年　６月２８日
国営事業償還金　（全期）令和　６年　１０月３１日

但し、現年度賦課金に限り、再振替を実施することが出来る(JAのみ)

通帳残高の確認をお願いします

口座振替のお申し込みについて

○下記の金融機関で預貯金口座振替（自動振替）ができます。手数料はかかりません。
申込用紙が必要な方は、最寄りの支所又は事務局までお問い合わせください。

●佐賀銀行
●佐賀県農業協同組合
●郵便局

◆口座振替を設定されておられる方で口座名義人様が亡くなられている場合は、最寄りの指定金融機関にて手続きをお願いします。変更されていない方については、口座引落ができませんので、納付書を送付しております。

◆ゆうちょ銀行からの払込みを希望される方につきましては、ゆうちょ銀行払込み取扱用紙を用意しておりますので、土地改良区事務所までお問合せください。

☆賦課金の納入について

毎年６月に通知している経常賦課金、10月に通知している国営事業償還金については、皆様のご理解により大部分が納期までに納入されております。納入が滞っている方には、5月に催告書も送付しておりますので、速やかに納入いただきますようお願い申し上げます。

賦課金とは？

○経常賦課金は、土地改良施設の整備や維持管理、組織運営に必要な費用等を組合員の皆様にご負担していただくものです。賦課金は水の利用料ではなく組合費ですので、水利用の有無やその利用量に関わらず農地の面積に応じた金額を徴収します。

○国営事業償還金は、嘉瀬川ダムからの水を引き込むための導水管工事の事業費の償還金です。
平成27年度より賦課をはじめ、令和13年度で償還完了予定です。

なんで支払う義務があるの？

○土地改良区は用水路等の整備や維持管理をするために、組合員が設立した公共の法人です。
そのため、組合員は受益地の水利施設を維持管理する共同責任がありますので、受益地内に農地がある限り賦課金を支払うことになります。

賦課金を滞納すると…

○土地改良区の円滑な運営が困難となり、施設の維持管理（整備や補修）などが十分に行えません。

それでも滞納を続けると…

○滞納者へ督促・催告を行います。それでも納入されない場合は、**財産（預金や土地）を差押さえるなどの滞納処分を行います。**

☆未収賦課金の解消に向けた取り組み

土地改良区は、土地改良法により土地改良事業（維持管理事業を含む）に要する費用を組合員に賦課徴収することができると規定されており、土地改良区の組合員は賦課金を納入する義務があります。

しかしながら、本土地改良区の徴収率は低下傾向にあり、今後の維持管理業務等を含めた運営に支障が生じる恐れがあります。

賦課金徴収率の低下は、農業を取り巻く社会情勢を含め様々な要因が考えられますが、納期内に納付している多くの組合員の皆様に不公平が生じないよう、今後も役職員一丸となって滞納賦課金の縮減に向けた計画的かつ効果的な取り組みを実施いたします。

令和５年度までの滞納処分の実施状況について

○これまでに、納入に不誠実な未納者に対し滞納処分として農地や預貯金の差押を実施しております。

●農地の差押　　対象者：１０名
●小作料の差押　対象者：　４名
●預貯金の差押　対象者：　１名

○差押は、滞納者の差押対象の土地(財産)について処分を禁止し、これをいつでも換価できる状態にするものです。
今後も滞納を放置することなく、未収賦課金の縮減に向け継続して**さらに強化した滞納処分**を実施してまいります。

《《《忘れていませんか？土地改良区への届け出が必要です!!》》》

●農地に移動があった場合

※農業委員会等へ届出変更されても、土地改良区へ届出がない場合には前の組合員にそのまま賦課されますので注意して下さい。

※農地を転用する場合には、農地転用決済金の納入が必要です。

白石土地改良区受益地区内の田及び八平・新開の畑の農地転用等地区除外 及び 形状変更（北方地区を除く）

◎決済金とは…

土地改良施設の維持管理は組合員の賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として、転用する際は決済金を納めていただき維持管理費に充当しています。（土地改良法第42条第2項より）

●資格者（組合員）に変更があった場合

下記の場合には、土地改良法第43条第1項の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

①農地の売買・貸借・贈与・交換等の場合（新規就農者）
②農業者年金等の受給による経営移譲の場合
③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
④組合員の住所変更の場合

「組合員資格得喪通知書」の提出が必要です。

●土地改良区が管理する水路等に構造物を設置される場合

水路に自宅や耕作地に通じる橋を架けるなど、特定の者が個人の目的で継続的に水路を使用する場合には水路管理者による「占用許可」が必要になります。

各届出様式は土地改良区に準備していますので、お問い合わせください。

《《《 相続登記が義務化されました!! 》》》

詳しいことは、東京法務局又は法務省ホームページをご覧下さい

亡くなった人が不動産を所有していた場合、不動産の名義変更が必要になります。
この名義変更の手続きを「相続登記」といい、**2024年4月1日から義務化されました。**

(1)相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
(2)遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。
(1)と(2)のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。**不動産（農地）を相続したら、早めに登記の申請をして土地改良区へ届出を！**

補助金返還について

※暗渠排水工事の施工から10年以内の農地転用については、財産処分(補助金返還)の対象となり、転用の許可が大変遅れる場合がありますのでお控えください。

（農地転用を計画される場合には、補助金返還対象農地でないかの確認をお願いします。）